

神奈川県医療対策協議会（書面会議） 開催結果

通知日：令和3年9月30日（木）【持ち回り協議】

議 題：協議事項

地域枠修学生に対する同意書（修正案）について

内 容

同意書（案）と併せて、「神奈川県地域医療医師修学資金制度の手引き」を参考として、2部構成とする。

結 果

賛 成 1 5 反 対 0 未回答 2

○ いただいたご意見

石倉委員

確実に手引きと一緒に同意書が渡されるのであれば、本案に賛成です。

窪倉委員

同意書（修正案）に「手引き」が添付資料として整えられたことは大変良いことと思う。特に金銭貸し付けに係る難しい約束事や手続きを明らかにしておくことは重要である。しかしながら、この同意書が修学資金貸付を伴わない地域枠医師（横浜市大の地域枠学生）へも適応されるのであれば、地域枠学生の半数以上を占めるこの類型の対象者に向けた手引きとして活用できないのは大変残念であり、物足りないと感じる。

ある意味で、修学資金貸付のある地域枠医師には本手引きに沿うようなマニュアル的対応が可能であるが、金銭的拘束の無い地域枠学生に対してこそ、地域枠制度設立の経緯、制度や県民が期待するもの、修学資金貸与学生と同様のキャリア形成プログラムへの参加についての説明が必要なのではないかと考える。同意書（修正案）の適応範囲や改正医療法が求めるものの適応範囲に差異が無いとの当方の理解に誤解がないなら、上記について追加的検討をすることを期待する。

今回国の通知より、臨時定員（指定診療科枠）の増員に当たっては、同意書の取得が要件となっておりますが、恒久定員（横浜市大地域医療枠）につきましては、現状、その要件とはなっていないところです。

今後、恒久定員（横浜市大地域医療枠）に対する同意の検討を行う際、参考とさせていただきます。

令和4年度の地域枠等の定義について（事務連絡）（令和3年4月28日付厚生労働省医政局医事課長発出）抜粋
（別紙）令和4年度の地域枠等の定義について

令和4年度の臨時定員（地域枠）の増員にあたっては、以下で示す「地域枠」の定義を満たしていることを確認することとする。

1. 地域枠の定義

（5）同意取得方法

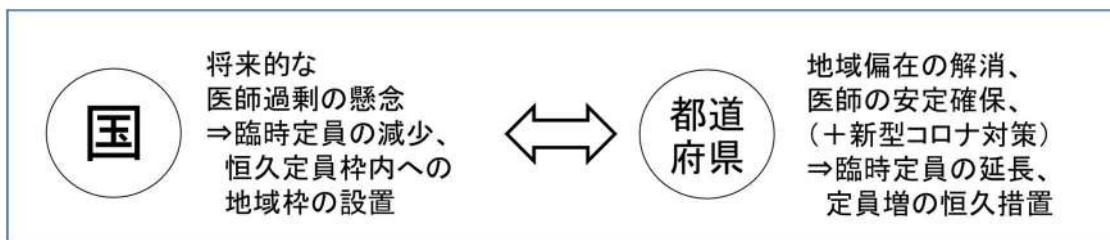
志願時に、都道府県と本人と保護者もしくは法定代理人が従事要件・離脱要件に書面同意している。

医学部地域枠志願（入学）に関する同意書について

1 経緯

- 国では、地域枠の設定及びその他の偏在対策により、各都道府県において医師の定着における一定の効果を認める一方で、今後、マクロ需給推計により医師が供給過剰となる観点から将来的な医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針について医師需給分科会等で検討が行われている。
- 県は全国知事会要望等を通じ、他の都道府県と足並みを揃え、医学部臨時定員増の期間延長を求めている一方で、国は将来的な臨時定員の削減及び恒久定員内への地域枠の設定の推進を研修会資料等で公表している。
- なお、令和2年度に開催した地域医療センター運営委員会において、これまでの地域枠の取組、実績等について振り返りの議論を行い、地域医療に一定の効果があるとして、令和5年度以降も地域枠医師制度を維持していくことを結論付けた。（なお、地域枠の定員のあり方（臨時・恒久）については令和3年度の継続議論とした。）

<参考>現時点における国と都道府県の地域枠に対する想定イメージ



- なお、令和4年度の臨時定員は、令和2・3年度と同様の方法（県内4大学各5名、計20名の臨時定員増）で行う方針が決定し、令和5年度の医学部定員についても、歯学部振替枠を除き、これまでと同様の方法で設定する方針が大筋で認められている。

2 課題

- 令和3年2月に厚労省から文科省あて通知「令和4年度の地域枠等の定義について」が発出され、「令和4年度の臨時定員（地域枠）の増員にあたっては「地域枠」の定義を満たしていることを確認する。」ことを大学あて通知された。
- 県及び大学は「入学手続き時に、本人と従事要件に誓約した書面（誓約書）」を交わしているが、この地域枠の定義の中で、「志願時に、都道府県と本人と保護者もしくは法定代理人が従事要件・離脱要件に書面同意している。」ことが新たな条件に示された。
- そのため、令和3年3月に開催した地域医療支援センター運営委員会において協議し、国が示した離脱事由例を基に、離脱に関する方針の整理を行った。

○地域医療支援センター運営委員会委員の主な意見

- ・ 国が事例に示す「他の都道府県での就労希望」を離脱条件とすることに違和感がある。
- ・ 「体調不良」の定義が曖昧。複数の医師、医療機関による診断を要する形にすべき。
- ・ 離脱ありきではなく、義務を履行してもらうことを優先すべき。

- なお、令和3年8月2日付け厚労省事務連絡「令和4年度の「地域枠」による医学部入学定員増について」において、県内4大学各5名、計20名の臨時定員増が認められたことにより、国と都道府県・大学間で定員増に伴う関連手続きを進めている。

3 検討方針

- 国担当者あて問合せを行ったところ、同意書について「全国統一的な様式、ひな形は示す予定はない。」との回答があったため、地域医療支援センター運営委員会の議論及び他県の取組を参考に作成した同意書（案）を現行の誓約書に代えて使用することとしたい。
- 国からは志願時の書面同意が求められているが、令和4年度については不要な混乱を避けるため入学手続き時に同意書を取得することとしたい。
（令和4年度は、同意書と現行の誓約書の両方を入学手続き時に取得し、令和5年度以降は同意書のみを志願時に取得する。）

4 今後のスケジュール（予定）

令和3年9月2日	医療対策協議会にて同意書（案）について協議 ⇒ <u>協議会で意見がまとまらなかったため、修正同意書（案）を持ち回りで再協議することを確認</u>
9月○日～10月○日	修正同意書（案）を再協議（持ち回り）
11月～12月	各大学と同意書（案）を基に文面を調整、確定 →確定した同意書については次回医療対策協議会で報告
令和4年3月～4月	令和4年地域枠入学者から入学手続き時に同意書を収受
令和4年度10月～	令和5年地域枠志願者から志願時に同意書を収受

令和3年度第1回神奈川県医療対策協議会（9/2）委員意見概要

1 同意書（案）（別添「医学部地域枠制度について」含む）に関するご意見

- 同意書の署名欄について、「私どもは、上記志願（入学）者の保護者（又は法定代理人）として、上記に同意します。」とあるが、法定代理人を用いることが一般的ではないか。

※ 同意書の署名欄について、他県の様式等を参考に『法定代理人（保護者）』に修正しました。

- 別添の離脱要件に関して、「家族の介護」という事由は、当県の地域枠はそもそも県内出身者を採用しているため、離脱要件に当たらないのではないか。
- 「家族の介護」、「結婚による配偶者の居住地（県外）への移住」の離脱要件設定については、今後の離脱争点になる可能性があるので表現を配慮したほうがよい。

※ 離脱要件について、『心身の故障、退学、死亡、国家試験不合格後に医師になることを諦める場合など神奈川県がやむを得ないと認める理由を除き、離脱することなく義務を履行すること。』に修正しました。

- 別添の離脱に関する注意書き部分「また、不同意離脱者については、今後、厚生労働省の決定により、その他の制約を課せられる場合があります。」について、今後の不確かな情報を掲載すること自体に問題があるのではないか。

※ 離脱に関する注意書き部分について、『また、不同意離脱者については、今後、厚生労働省の決定により、その他の制約を課せられる場合があります。』の一文を削除しました。

2 地域枠制度、キャリア形成プログラムの説明に関するご意見

- キャリア形成プログラムと専門研修プログラムの関係性など、補足説明する資料を同意書に添付すべきではないか。
- 別添の1 学生期間、2 養成医師期間の義務履行条件について、同意をもらうに当たって地域枠制度の内容を丁寧に説明したほうがよい。
- 別添の2 養成医師期間について、縛る部分だけでなく、県外研修が可能であることなどチャレンジできる部分もあることを記載したほうがよい。

- 地域枠制度の信義則に係る部分の説明が少し不足しているのではないか。

※ 本同意書様式に、地域枠制度、キャリア形成プログラムの概要を記載した『神奈川県地域医療医師修学資金制度（キャリア形成）の手引き』を添付し、概要をご理解いただいた上で本人、法定代理人（保護者）から同意書を取得することとします。

医学部地域枠志願（入学）に関する同意書（案）

私は、必要な医師が不足している神奈川県内の地域医療において貢献するため、文部科学省及び厚生労働省が設定する卒業後の一定期間、県内での勤務が義務付けられた医学部地域枠として志願（入学）します。

大学卒業後は9年間、関係法令及びキャリア形成の道筋を大枠で示す「キャリア形成プログラム」の内容に基づき、県内の医療機関に就業し、地域医療の指導的・中核的役割を担うなど、顕在化している医師不足の改善に寄与し、県民医療に貢献することに同意します。

あわせて、別添「医学部地域枠制度について」の内容を確認し、同意します。

令和 年 月 日

神奈川県知事 様
〇〇大学学長 様

本人氏名
生年月日 年 月 日生
現住所

私どもは、上記志願（入学）者の保護者法定代理人（又は法定代理人保護者）として、上記に同意します。

法定代理人
（保護者）
保護者等氏名
生年月日 年 月 日生
現住所

医学部地域枠制度について

医学部地域枠とは、地域医療に従事する医師を養成することを主たる目的とした学生を選抜する枠です。

入学後は、地域枠の学生及び医師として、下記のとおり誠実に義務を履行する必要がありますので、ご確認ください。

1 学生期間

地域医療の意義を理解し、必要な医師が不足している神奈川県内の地域医療に貢献するため、神奈川県地域医療支援センターが実施する地域医療に関する各種ガイダンス、セミナー等に参加すること。

2 養成医師期間

卒業後は、自身が選択するキャリア形成プログラムに基づき、初期臨床研修期間を含む9年間、県内医療機関等において従事することで医師不足の改善に寄与し、県民医療に貢献すること。

3 離脱について

~~家族の介護、心身の故障、結婚による配偶者の居住地(県外)への移住、退学、死亡、国家試験不合格後に医師になることを諦める場合など神奈川県がやむを得ないと認める理由を除き、離脱することなく義務を履行すること。~~

※1 ~~家族の介護、心身の故障~~については複数の第三者による事実認定が必要になります。

※2 神奈川県の同意を得ることなく医学部地域枠制度から離脱した場合、不同意離脱者として、厚生労働省及び一般社団法人日本専門医機構に情報提供を行います。

~~また、不同意離脱者については、今後、厚生労働省の決定により、その他の制約を課せられる場合があります。~~

神奈川県地域医療医師修学資金貸付制度の手引き

※ これまで、「神奈川県地域枠」の医師・学生の皆さんは、卒業後、県内の医療機関で勤務することが義務付けられていますが、具体的な就業は、業務に従事しながら、皆さん自身で選択し、調整する仕組みとなっていました。

このような中、医師法の改正（平成30年7月25日付）等に伴い、地域での勤務が義務付けられている期間（義務年限）中の勤務先の選択方法を見直し、よりスムーズに勤務先の医療機関を選択できるよう、県において「キャリア形成プログラム」を令和元年7月に策定したところです。

これに関連してキャリア形成プログラムの選択に関する様式を追加するなどの規則、取扱要領の改正を行ったため、この度、本手引きについても改訂を行いました。

この冊子は、神奈川県における医学部地域枠制度、キャリア形成プログラムについてお知らせしていますので、熟読していただくとともに、ご不明な点等があれば神奈川県地域医療支援センター事務局（神奈川県医療課／連絡先は次頁参照）までお問合せください。

※ 義務年限が修了するまで、紛失しないよう大切に保管してください。

修学生氏名	
-------	--



2021年9月

神奈川県地域医療支援センター

（神奈川県 健康医療局 保健医療部 医療課）

目 次

1. 神奈川県医学部地域枠制度のあらまし	1
神奈川県医学部地域枠制度について	1
神奈川県地域医療医師修学資金貸付制度について	1
制度の概要	1
(1) 定義等	1
(2) 貸付額	2
(3) 貸付期間及び貸付方法	2
(4) 貸付けの休止・廃止	2
(5) 返還債務の免除	3
(6) 返還について	3
(7) 届出の義務	4
～大学合格後から修学資金返還免除までの手続き～	5
～返還する必要が生じた場合の手続き～	5
～その他の手続き～	6
2. 修学資金の貸付手続きに必要な提出書類（一覧）	7
在学中	7
卒業後	8
返還する必要が生じた場合	10
3. 医療法改正及びそれに伴うキャリア形成プログラムの選択等について	11
(1) 経緯	11
(2) 神奈川県のキャリア形成プログラムについて	11
(3) キャリア形成プログラムの概要	11
(4) キャリア形成プログラム参加のメリット	12
(5) プログラムへの参加について	12
(6) 法改正等通知以外の国の動きについて	12
(7) キャリア形成プログラム（旧制度）	13
4. よくあるご質問	14

【問合せ先】

神奈川県地域医療支援センター事務局

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

(神奈川県医療課人材確保グループ内)

電話：045-210-4877 (直通) FAX：045-210-8858

e-mail：ouhuku-ishikakuho@pref.kanagawa.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/cnt/f535143/>

【大学在学中の書類提出先】

各大学の修学資金担当課あてに提出してください。

1. 神奈川県医学部地域枠制度のあらまし

神奈川県医学部地域枠制度について

この制度は、神奈川県と、厚生労働省（文部科学省）と調整のうえ、医学部の定員に「地域枠」として増員する制度であり、大学医学部において、卒業後に一定期間、神奈川県内で医師として就業する意思を有する学生を選抜しています。そのため、地域枠医師は将来、神奈川県の地域医療へ大きな役割が期待されています。

具体的には、県内4大学（横浜市立大学、聖マリアンナ医科大学、北里大学、東海大学）医学部の定員の増員を行っており、県が作成し、自身が選択したキャリア形成プログラムに従って、大学卒業後臨床研修2年間を含む9年間、産科、小児科、麻酔科、外科、内科、救急科、総合診療科の医師不足診療科で地域医療に従事していただく制度となっています。（令和元年7月条例改正）

※ 平成31年度以前の入学者が選択できる診療科は、キャリア形成プログラムを選択しない場合は従前のおり（横浜市立大学：産科、小児科、麻酔科、外科）、（聖マリアンナ医科大学、北里大学、東海大学：産科、小児科、麻酔科、外科、内科、救急科）のままですが、令和元年7月の条例改正の経過措置として、大学6年次（平成31年4月までに臨床研修を開始した者については令和2年3月末まで）にキャリア形成プログラムを選択する場合には、産科、小児科、麻酔科、外科、内科、救急科、総合診療科を選択することができるようになりました。

神奈川県地域医療医師修学資金貸付制度について

神奈川県地域医療医師修学資金貸付制度は、将来、神奈川県内の医療機関において、地域医療を担う医師としての業務に従事する意思がある県内4大学に入学した学生が対象です。その学生の修学を支援するために、県が修学資金を貸付け、神奈川県の地域医療を担う有能な人材の育成と確保を図り、地域医療提供体制を確保しようとする制度です。

そのため、貸付けを受けた学生の方が、大学卒業後、直ちに神奈川県内において臨床研修を受け、その後引き続いて9年間を県が指定する県内医療機関の指定診療科で勤務した場合は、修学資金の返還が免除されます。

制度の概要

(1) 定義等 [条例第2条、第10条]

- 地域医療関連診療科 産科（産科の診療を行う産婦人科を含む）、小児科、麻酔科、外科、内科、救急科、総合診療科※

※ 平成31年4月以前入学者について、大学6年時（平成31年4月時点で臨床研修を開始した者は令和2年3月末まで）にキャリア形成プログラムを選択した場合のみ総合診療科の選択が可能（経過措置）

- 修 学 生 神奈川県地域医療医師修学資金の貸付けを受ける者(注)

(注) 平成30年度入学生から、神奈川県内出身者（神奈川県内の高等学校（中等教育学校を含む）出身者または神奈川県内に1年以上居住したことがある方）に限られます。

- 指定医療機関 臨床研修を修了した時に医師の業務に従事する医療機関として神奈川県知事が指定する病院又は診療所
※ 県内医療の状況、本人の意向を踏まえ、指定を行います。
- 指定診療科 臨床研修を修了するまでに、地域医療関連診療科の中から神奈川県知事が指定する診療科
※ 県内医療の状況、医師本人の希望、特性(能力、適性)、等を総合的に勘案して指定を行います。
- 特定臨床研修 県内に所在する臨床研修病院が作成した臨床研修プログラムに基づく臨床研修
- 特定期間 9年間(貸付期間6年間の2分の3に相当する期間)
- キャリア形成プログラム 地域医療に貢献しようとする強い意思を持つ医学生を対象に、地域における医師不足と地域偏在の解消、専門医の取得といった医師能力の開発・向上の両立を図るため、地域勤務の義務年限中におけるキャリア形成について診療科と就業先となる医療機関等をタイプ別に様々なコースを示したもの
- 特定医師業務 大学卒業後臨床研修を受け、臨床研修修了後、指定医療機関において指定診療科を担当する医師の業務
- 継続従事期間 特定臨床研修の期間(2年間)及び特定医師業務に継続して従事した期間
(令和元年7月条例改正における既に貸付けを受けた者に対する経過措置)
※ キャリア形成プログラムを選択しない場合は当初の条件のままであり、継続従事期間に県内における臨床研修期間の算入ができません。
※ 平成31年4月までに臨床研修を開始した者でかつ令和2年3月末までにキャリア形成プログラムを選択した場合に限り、県外であっても臨床研修期間の算入が可能。

(2) 貸付額 [条例第5条]

月額10万円(1年次から6年次 10万円×12月×6年=720万円)

(3) 貸付期間及び貸付方法 [条例第6条、規則第5条]

- 貸付期間は、入学した年の4月から大学を卒業する月までです。
- 修学資金は原則毎月貸付けます。
- 貸付方法は、修学生本人名義の口座への振込みとします。

(4) 貸付けの休止・廃止 [条例第7条、第8条]

◆ 貸付けが休止となる時 [条例第7条]

- 休学したとき
 - 停学の処分を受けたとき
 - 留年したとき
- } ※これらの事情が消滅した場合は、貸付けを再開します。

◆ 貸付けが廃止となる時 [条例第8条]

- 大学を退学したとき、又は退学させられたとき

- 修学生であることを辞退したとき
- 大学6年に次キャリア形成プログラムを選択しない場合（令和2年入学者より）
- 心身の故障のため、大学を卒業する見込みがなくなると認められるとき
- 学業成績又は性行が著しく不良となったと認められるとき
- 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付けを受けたことが明らかとなったとき
- その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき
（死亡した時）

(5) 返還債務の免除 [条例第10条、第11条、規則第10条]

◆ **返還債務が免除となる時（当然免除）** [条例第10条、規則第10条]

- 修学資金の貸付けを受けた方が、大学卒業後、神奈川県内で臨床研修(注)を受け、当該臨床研修が修了した後、キャリア形成プログラムに基づき特定医師業務に従事した場合において、当該継続従事期間が特定期間（9年間）に達したとき。

(注) 県内に所在する基幹型臨床研修病院が作成した臨床研修プログラムに基づく臨床研修

※ なお、上記の場合において、災害、負傷、疾病、育児休業、その他やむを得ないと認める事由により特定医師業務に従事できなかったときは、引き続き当該特定医師業務に従事したものとみなしますが、継続従事期間には、特定医師業務に従事できなかった期間は算入しません。

◆ **場合により返還債務の全部又は一部が免除となる時（裁量免除）** [条例第11条]

- 修学資金の貸付けを受けた方が、死亡、心身の故障その他特別の事情により修学資金等を返還する能力を失ったと認められるとき。

(6) 返還について [条例第9条、第13条、第14条、規則第9条、第13条]

◆ **返還が必要になるとき** [条例第9条、規則第9条、第13条]

- 貸付けが廃止されたとき。
- 大学6年次にキャリア形成プログラムを選択しない場合（令和2年入学者より）
- 神奈川県内で臨床研修を受けなかったとき。
- 神奈川県内で臨床研修を受けた場合において、当該臨床研修を修了しなかったとき。
- 神奈川県内で臨床研修を修了した後、特定医師業務に従事しなかったとき。
- 継続従事期間が特定期間に達するまで、特定医師業務に従事しなかったとき。

【返還方法など】

- 返還の期間は、返還の必要が生じた日の翌日から1月以内とします。
- 返還の方法は、一括とします。
※ 上記の期間及び方法により難しいと認める場合は、規則で定めるところにより返還することができます。
- 返還の額は、貸付けを受けた修学資金の全額と年10%の利息を合計した額となります。
※ 正当な理由がなくて修学資金等を返還すべき日までに返還しなかったときは、延滞利息（年14.5%）を徴収させていただく場合があります。

6年間貸付総額：7,200,000円 → 返還総額：9,400,000円程度

（修学資金の振込み日により異なります。）

◆ **返還を猶予できる時** [条例第13条]

- 修学資金の貸付けを受けた方が被災、心身の故障その他特別の事情により修学資金等の返還が困難であると認められるとき。
- 留学、大学院、育児休業、災害時等の事由によるもので知事が認めた場合。

(7) **届出の義務** [規則第14条]

◆ **届出が必要な時**

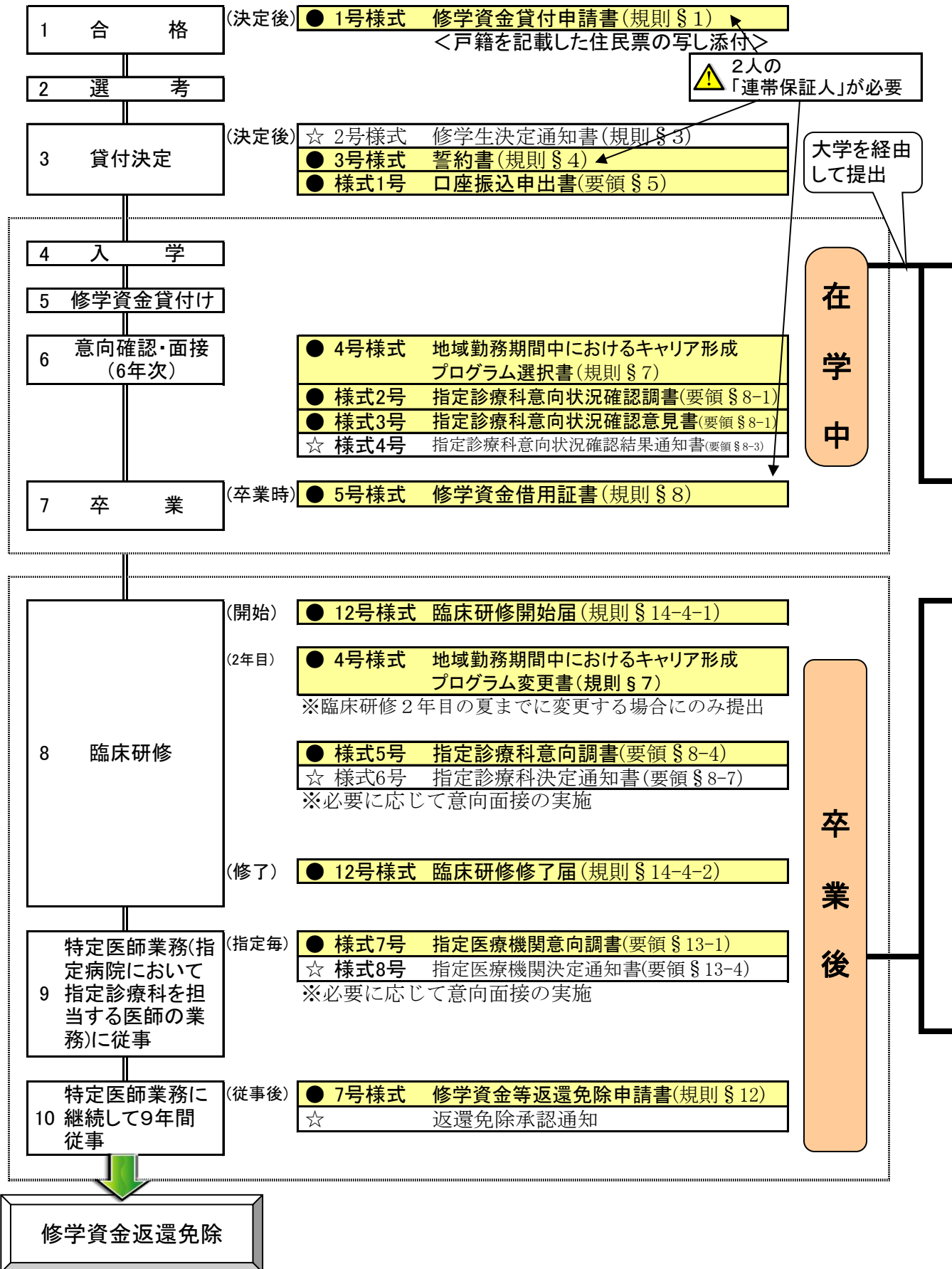
- 修学生（卒業後も準用）又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他重要な事項に異動があったとき
- 修学生が休学し、留年し、又は退学したとき
- 修学生が停学又は退学の懲戒処分を受けたとき
- 上記修学生の休学、留年、停学の事情が消滅したとき
- 修学生であることを辞退するとき
- 修学資金の貸付けを受けた方が死亡したとき
- 神奈川県内で臨床研修を受けたとき又は受けなかったとき
- 神奈川県内で臨床研修を受けた場合において、当該臨床研修を修了したとき又は修了しなかったとき
- 神奈川県内で臨床研修を修了した後、特定医師業務に従事しなかったとき
- 特定医師業務に従事した期間が特定期間に達するまで、当該特定医師業務に従事しなかったとき

※ **修学生の方が規則の規定等による書類を提出するときは、各大学の修学資金担当課を経由して神奈川県に提出してください。**

なお、大学を卒業された方については、直接神奈川県（目次問合せ先参照）に提出してください。

～大学合格後から修学資金返還免除までの手続き～

凡例) ●修学生等が県に提出する様式 ☆県からの通知



～返還する必要が生じた場合の手続き～

○ 返還する必要が生じた場合

※返還する必要が生じた場合は、原則1月以内に貸付けを受けた額に利息(年10%)を付した額を一括返還する。但し、次の申請を受けようとする場合は、各様式の提出と県の承認が必要。

- ① 条例第9条ただし書の規定による返還を申請する場合
- ② 返還免除を申請する場合(死亡、心身の故障、その他)
- ③ 返還猶予を申請する場合(被災、心身の故障、その他)

～その他の手続～

※ 以下の場合が生じたときは、神奈川県
の問合せ先までご連絡ください

○ 連帯保証人を変更する場合

● 様式9号 連帯保証人変更申請書(要領 § 17-1)
☆ 連帯保証人変更承認(不承認)通知

○ その他届出が必要な場合

在 学 中	・休学したとき ・停学の処分を受けたとき ・留年したとき ・上記の事情が消滅したとき
	・退学したとき、又は退学の処分を受けたとき ・修学生であることを辞退したとき ・心身の故障のため大学を卒業する見込みがなくなったと認められるとき 他

● 10号様式 休学等届(規則 § 14-1)
☆ 修学資金貸付休止通知
● 10号様式 休学等届(規則 § 14-1)
☆ 修学資金貸付再開通知
● 10号様式 休学等届(規則 § 14-1)
● 5号様式 修学資金借用証書(規則 § 8)
● 5号様式 修学資金借用証書(規則 § 8)

貸付 休止
貸付 再開
貸付 廃止

→ 返還

在 学 中 ・ 卒 業 後	・修学生、修学資金の貸付けを受けた者又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他重要な事項に異動があったとき
	・修学生または、修学資金の貸付けを受けた者が死亡したとき

● 9号様式 住所・氏名・勤務先変更届(規則 § 14-1)
● 11号様式 死亡届(規則 § 14-2) <死亡診断書等添付>
● 5号様式 (修学資金借用証書(規則 § 8)) ※修学生死亡の場合提出

→ 返還
or
返還免除

卒 業 後	・臨床研修を受けなかったとき
	・臨床研修を修了しなかったとき
	・指定病院の指定診療科に勤務しなかったとき
	・特定医師業務に従事した期間が9年間に達しなかったとき
	・特定医師業務上の事由により心身に故障が生じ、当該特定医師業務を行うことができなくなったとき
	* 特定医師業務期間中に災害等の理由で従事できなかったとき
	・災害等により中断している特定医師業務従事が可能になったとき

● 13号様式 業務等異動届(規則 § 14-4)
● 13号様式 業務等異動届(規則 § 14-4)
● 13号様式 業務等異動届(規則 § 14-4)
● 13号様式 業務等異動届(規則 § 14-4)
● 7号様式 修学資金等返還免除申請書(規則 § 12)
☆ 返還免除承認(不承認)通知
● 様式10号 特定医師業務中断申出書(要領 § 18-1) 【災害、負傷、疾病、育児休業等(条例 § 10-2、規則 § 10)】
● 様式11号 特定医師業務復帰申出書(要領 § 19-1)

→ 返還

→ 返還

→ 返還

→ 返還

→ 返還免除
or
不承認の場合
返還

① 条例第9条ただし書の規定による返還を申請する場合
② 返還免除を申請する場合(死亡、心身の故障、その他)
③ 返還猶予を申請する場合(被災、心身の故障、その他)
③の猶予の事由が消滅したとき

● 6号様式 修学資金等返還方法承認申請書(規則 § 9-2)
☆ 返還方法承認(不承認)通知
● 7号様式 修学資金等返還免除申請書(規則 § 12)
☆ 返還免除承認(不承認)通知
● 8号様式 修学資金等返還猶予申請書(規則 § 13-1)
☆ 返還猶予承認(不承認)通知 <6,7,8号様式には申請理由を証明する書類を添付>
● 様式12号 修学資金等返還猶予事由消滅申出書(要領 § 20)

2. 修学資金の貸付手続に必要な提出書類（一覧）


在 学 中


※ 必ず大学を經由して県に提出してください

(1) 提出書類

事 項	提出書類名	様 式	県から送付する書類等
貸付けを申請するとき	修学資金貸付申請書	第1号様式(規則第1条)	
	住民票の写し	市区町村	
貸付けが決定したとき	誓約書	第3号様式(規則第4条)	修学生決定通知書(第2号様式(規則第3条))
	口座振込申出書	様式第1号(要領第5条)	
大学6年時	地域勤務期間中におけるキャリア形成プログラム選択書	第4号様式(規則第7条)	指定診療科意向状況確認結果通知書(様式第4号(要領第8条第7号))
	指定診療科意向状況確認調書	様式第2号(要領第8条第1号)	
卒業するとき	修学資金借用証書	第5号様式(規則第8条)	

(2) 変更等のある場合に提出する書類

事 項	提出書類名	様 式	県から送付する書類等
休学・停学・留年のとき	休学等届	第10号様式(規則第14条第1項)	貸付休止 修学資金貸付休止通知
上記事情が消滅したとき	休学等届	第10号様式(規則第14条第1項)	貸付再開 修学資金貸付再開通知
<ul style="list-style-type: none"> ・退学したとき又は退学の処分を受けたとき ・修学生であることを辞退したとき 	休学等届	第10号様式(規則第14条第1項)	貸付廃止  修学資金等の 返還
	修学資金借用証書	第5号様式(規則第8条)	
心身の故障のため大学を卒業する見込みがなくなったと認められるとき 他(条例第8条第3～6号)	修学資金借用証書	第5号様式(規則第8条)	


事 項	提出書類名	様 式	県から送付する書類等
修学生又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他重要な事項に異動があったとき	住所・氏名・勤務先変更届	第9号様式(規則第14条第1項)	
連帯保証人を変更するとき	連帯保証人変更申請書	様式第9号(要領第17条第1項)	連帯保証人変更承認(不承認)通知
選択したキャリア形成プログラムを変更するとき	地域勤務期間中におけるキャリア形成プログラム変更書	第4号様式(規則第7条)	
死亡したとき	死亡届	第11号様式(規則第14条第2項)	 修学資金等の返還 又は場合により 返還免除
	死亡診断書又は除籍抄本	医師又は市区町村	
	修学資金借用証書	第5号様式(規則第8条)	
	(修学資金等返還免除申請書) ※返還免除を申請する場合のみ提出	第7号様式(規則第12条)	返還免除承認(不承認)通知


卒 業 後

(1) 提出書類

事 項	提出書類名	様 式	県から送付する書類等
臨床研修を受けたとき	臨床研修開始届	第12号様式(規則第14条第4項第1号)	
臨床研修2年目	指定診療科意向調書	様式第5号(要領第8条第4号)	指定診療科決定通知書(様式第6号(要領第8条第7号))
臨床研修を修了したとき	臨床研修修了届	第12号様式(規則第14条第4項第2号)	
指定医療機関を決定するとき(指定毎)	指定医療機関意向調書	様式第7号(要領第13条第1号)	指定医療機関決定通知書(様式第8号(要領第13条第4号))
特定医師業務に継続して9年間従事したとき	修学資金等返還免除申請書	第7号様式(規則第12条)	 修学資金等の返還免除

(2) 変更等のある場合に提出する書類

事 項	提出書類名	様 式	県から送付する書類等
臨床研修を受けなかったとき	業務等異動届	第13号様式(規則第14条第4項)	 修学資金等の返還
臨床研修を修了しなかったとき			
臨床研修修了後、特定医師業務(指定医療機関において指定診療科を担当する医師の業務)に従事しなかったとき	業務等異動届	第13号様式(規則第14条第4項)	 修学資金等の返還 「返還する必要がある場合」の項を参照
特定医師業務に従事した期間が9年間に達しなかったとき			
修学資金の貸付けを受けた者又は連帯保証人の住所・氏名・勤務先その他重要な事項に異動があったとき	住所・氏名・勤務先変更届	第9号様式(規則第14条第1項)	
連帯保証人を変更するとき	連帯保証人変更申請書	様式第9号(要領第17条第2項)	連帯保証人変更承認(不承認)通知
選択したキャリア形成プログラムを変更するとき	地域勤務期間中におけるキャリア形成プログラム変更書	第4号様式(規則第7条)	
特定医師業務上の事由により心身に故障が生じ、当該特定医師業務を行うことができなくなったとき	修学資金等返還免除申請書	第7号様式(規則第12条)	返還免除承認(不承認)通知  修学資金等の返還免除 不承認の場合は返還
特定医師業務期間中に災害や育児休業などの理由で従事できなかったとき	特定医師業務中断申出書	様式第10号(要領第18条第1項)	特定医師業務中断承認(不承認)通知
災害等により中断している特定医師業務従事が可能になったとき	特定医師業務復帰申出書	様式第11号(要領第19条第1項)	特定医師業務復帰承認(不承認)通知

事 項	提出書類名	様 式	県から送付する書類等
死亡したとき	死亡届	第11号様式(規則第14条第2項)	 修学資金等の返還 又は場合により 返還免除
	死亡診断書又は除籍抄本	医師又は市区町村	
	(修学資金等返還免除申請書) <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">※返還免除を申請する場合のみ提出</div>	第7号様式(規則第12条)	返還免除承認(不承認)通知

返 還 す る 必 要 が 生 じ た 場 合

※ 返還が決定した場合は、原則1月以内に貸付けを受けた額に利息を付した額を一括返還

ただし、次の申請を受けようとする場合は、各書類の提出と県の承認が必要になります。

事 項	提出書類名	様 式	県から送付する書類等
条例第9条ただし書きの規定による返還を申請する場合 【条例第9条関係】	修学資金等返還方法承認申請書	第6号様式(規則第9条第2項)	返還方法承認(不承認)通知
	ただし書きの返還を受けようとする理由を証明することができる書類		
返還免除を申請する場合 【条例第10、11条関係】	修学資金等返還免除申請書	第7号様式(規則第12条)	返還免除承認(不承認)通知
	免除を受けようとする理由を証明することができる書類		
返還猶予を申請する場合 【条例第13条関係】	修学資金等返還猶予申請書	第8号様式(規則第13条第1項)	返還猶予承認(不承認)通知
	猶予を受けようとする理由を証明することができる書類		
猶予された場合で、 猶予された事由が消滅したとき	返還猶予事由消滅申出書	様式第12号(要領第20条)	

※提出先は目次の「問合せ先」「書類提出先」を確認してください。

3. 医療法改正及びそれに伴うキャリア形成プログラムの選択等について

(1) 経緯

医療法・医師法改正（平成30年7月25日付）により、「キャリア形成プログラム運用指針（平成30年7月25日付 厚生労働省医政局長通知）」が発出され、卒業後に一定期間、県内で医師として就業することとなる「地域枠」の医師・学生の、地域での勤務と医師能力の開発・向上の両立を図るため、「キャリア形成プログラム」の骨格が示されました。

これらに基づき、地域での勤務が義務付けられている期間（義務年限）に、よりスムーズに勤務先の医療機関を選択できるよう、県は主要診療科ごとに複数の「キャリア形成プログラム」を策定し、「地域枠」の医師・学生の皆さまは、いずれかのプログラムに参加（選択）いただくことになりました。

(2) 神奈川県のカリヤ形成プログラムについて

「キャリア形成プログラム」とは、地域における医師不足や地域偏在の解消と、専門医の取得といった医師能力の開発・向上の両立を図るため、地域勤務の義務年限中におけるキャリア形成について診療科や就業先となる医療機関等をタイプ別に様々なコースを示したものであり、地域医療に貢献しようとする強い意思を持つ医学生を対象としています。

希望する診療科や就業先となる医療機関等に関するキャリア形成プログラムを大学6年次に選択（卒業生は残りの期間について選択）します。＊プログラムには、（臨床研修期間2年を含む）9年間の従事先のリストが多数あり、そのリストから従事先を選びます。

※ 採用が保証されているわけではありません。別途、病院の面接等試験に受かる必要があります。

キャリア形成プログラム イメージ図（令和元年7月改定）

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年
県内臨床研修	出産・育児	専門研修		大学院・留学		医師不足地域等における就業					
（臨床研修2年を含む）県内従事9年間以上かつ医師不足地域（医師不足診療科）での勤務通算4年間が必要											

※ 出産・育児期間、留学、大学院進学の間は申請により中断期間とすることができます。

(3) キャリア形成プログラムの概要

対象者	平成31年(2019年)度以降入学者及び平成30年度以前入学者（原則）
診療科	指定診療科（産科・産婦人科、小児科、外科、麻酔科、内科、救急科、総合診療科※） ※ キャリア形成プログラムを選択した方に限り「総合診療科」の選択ができます。（令和元年7月条例改正移行措置）
臨床研修	県内の（初期）臨床研修病院に勤務
キャリア形成プログラム	大学6年次にプログラム加入が必須 （臨床研修2年目の指定した日まではプログラムの変更が可能）

継続従事期間 (義務年限：地域での勤務が義務付けられている期間)	9年間※1（うち4年間医師不足地域又は医師不足診療科（産科・産婦人科、小児科、外科、麻酔科、内科、救急科、総合診療科※2）での従事が必要） <u>※1 キャリア形成プログラムを選択し、かつ県内で臨床研修を行った場合は、その期間を継続従事期間に含めることができます。さらに、平成31年4月までに臨床研修を開始した者でかつ令和2年3月末までにキャリア形成プログラムを選択した者に限り、県外の臨床研修期間を県内での臨床研修期間とみなします。（令和元年7月条例改正移行措置）</u> <u>※2 キャリア形成プログラムを選択した方に限り「総合診療科」を選択できます。（令和元年7月条例改正移行措置）</u>
履行猶予期間（a、bの期間の合算が可能）	a 留学、大学院進学などにより県内医師不足地域・診療科の勤務が履行できない場合に4年間までの猶予が可能（医療対策協議会で理由が認められれば更に延長） b 災害、負傷、疾病、育児休業の期間
取得可能資格	一般社団法人 日本専門医機構による専門研修の基本領域の専門医資格が取得可能

（４）キャリア形成プログラム参加のメリット

- 県内の大学病院、専門研修基幹施設の採用、県内ローテートに関し、県から「キャリア形成プログラム参加した医師に対する優先的な取扱い」を要請しており、県内就業が有利となっています。
- 義務年限中、臨床研修修了後すぐに3年間の専門研修（県内基幹施設）を専攻することができます。
- これまで認められていなかった国内・海外留学、大学院進学等についても中断期間（4年間までの猶予が可能（医療対策協議会で理由が認められれば更に延長））として正式に認められています。
- キャリア形成プログラムを選択することにより、選択できる診療科が拡大し、また、県内臨床研修期間を継続従事期間に含めることができます。

（５）プログラムへの参加について

「地域枠」の設定による医学部定員増員の制度の趣旨から、神奈川県地域医療へ直接寄与する医師不足地域・医師不足診療科を担うとともに、専門医取得といった医師能力の開発・向上の両立を図るコースのプログラムを策定するなど、皆様にとって有益な仕組みとなっています。なお、修学資金貸付を受けた方は、原則参加となります。

（６）法改正等通知以外の国の動きについて

厚生労働省では、医師届出票、医籍情報を統合したデータベース「医師情報データベース」を作成しています。今後、地域枠の情報（地域枠対象者、義務終了）などが追加されることも想定されています。

また、臨床研修及び専門研修の募集時に採用医療機関におけるチェックの厳格化はすでに始

まっており、臨床研修に関しては、他県の地域枠医師を採用した臨床研修基幹病院に対し国補助金の返還が求められた事例の報告があり、専門研修に関しては、都道府県と同意なしに、地域枠医師が従事要件を履行せず専門研修を修了した場合、当該医師を専門医として不認定とする取扱いが示されています。

(7) キャリア形成プログラム（旧制度：平成31年4月までの入学者）

(ア) 配置方針

修学資金貸与期間の1.5倍（9年間）

(イ) 医師不足地域・病院等での従事期間

臨床研修後、県内の医療機関等（医療対策協議会で承認が必要）で9年間の従事が必要

(ウ) 配置方針

臨床研修2年 (義務外)	地域医療実践9年(義務内) 【県内の病院、診療所から県が配置先を指定】										10年	11年
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年			
	専門研修 ※1											
	医師のキャリア形成を考慮しつつ、県内で医師が不足している地域の病院などに配置 (キャリア形成と地域医療の貢献を両立) ※2											

※1 専門研修を行うことも可能で、その開始時期は問わない。

専門研修期間は、各診療科で研修に必要としている期間とする。

※2 配置先は、地域枠医師の意向と県内医療の状況を勘案した上で決定する。

(エ) 取得可能な専門医の資格

一般社団法人 日本専門医機構による専門研修の基本領域の専門医資格（1領域）が取得可能

(オ) 特定医師業務に従事できない期間（a、bの期間の合算が可能）

a 留学、大学院などにより県内医師不足地域・診療科の勤務が履行できない場合に3年間までの猶予が可能（医療対策協議会で理由が認められれば更に延長）

b 条例・規則上の災害、負傷、疾病、育児休業の期間

4. よくあるご質問

Q1 貸付けの申請にあたって必要な連帯保証人については、要件がありますか？

A1 連帯保証人は2名必要となります。保証人については、独立の生計を営む方（原則として職業を有し、年収のある方）としています。また、申請者が未成年者の場合は、保証人のうち1名は法定代理人（父母等）、1名は父母以外の方としてください。

なお、申請にあたり、保証人の収入等による所得制限は設けていませんが、所得を証明する書類（前年の源泉徴収票の写し、確定申告書（控）の写し又は市町村発行の所得証明書（法人の場合は、法人税又は法人事業税の納税証明書）など）を提出していただきます。

また、法人を連帯保証人とする場合は、申請者の連帯保証に同意する旨が議決された取締役会、理事会等の議事録の写しが必要となります。

Q2 他の奨学金等の貸付けを受けていても貸付申請はできますか？

A2 本制度は他の奨学金等の貸付けを受けていても申請できます。ただし、既に貸付けを受けている奨学金等に従事要件などの制限があるかもしれませんので確認してください。

Q3 在学中に留学等により休学した間の貸付けはどうなりますか？

A3 本制度では、休学・停学処分・留年期間については、修学資金の貸付けを休止します。

Q4 指定診療科は、どのように決定するのですか？

A4 （新制度の適用者及び旧制度から新制度への移行を選択した者の場合）

厚生労働省医政局長の通知「キャリア形成プログラム運用指針」により、地域枠の方には大学6年次にキャリア形成プログラムを選択していただくことになりました。キャリア形成プログラムは、診療科ごとに今後の勤務先の選択肢を示したもので、指定診療科（産科、小児科、外科、麻酔科、内科、救急科、総合診療科）の中から選択します。（ただし、臨床研修2年時の指定する時期までに変更が可能です。）

選択したプログラムを最大限尊重し、県が指定診療科として指定（再指定）します。

（旧制度を選択した者の場合）

臨床研修を修了するまでに、県内医療の状況、医師本人の特性（希望、能力、適性）等を総合的に勘案して、産科（産科の診療を行う産婦人科を含む。）、小児科、麻酔科、外科、内科及び救急科の中から県が指定します。

Q 5 将来働く指定医療機関は、県立病院なのですか？

A 5 県立病院に限るものではありません。将来働いていただく指定医療機関は、県内において医師が不足している地域の病院又は診療所での勤務を想定しています。また、指定後は9年間同一の医療機関に勤務していただく場合と、県内医療の状況を見ながら、いくつかの医療機関に勤務していただく場合があります。

また、新制度のキャリア形成プログラムを選択した方には、プログラム上において、将来の勤務先候補を示しています。県立病院だけではなく、幅広い中から選択が可能です。ただし、この地域枠制度（医師不足地域・診療科に貢献するための医学部増員制度）で医師を目指す方は、将来、住まい、医療・介護・予防・生活支援が一体として提供される地域包括ケアシステムの構築の地域におけるリーダーとして活躍していただくことを期待しており、義務年中に医師不足地域や中小病院などでの勤務を経験するなど様々なキャリアを積んでいただくことを推奨しています。

Q 6 指定医療機関は、どのように決定するのですか？

A 6 県内医療の状況や本人の意向を踏まえ、神奈川県医療対策協議会(*)において協議のうえ、県内医療機関の中から勤務していただく医療機関を県が指定します。

キャリア形成プログラムの選択をされた方は、プログラム上掲載の勤務先候補の中から志望先を選択し、志望先の採用試験（面接等）を経て内定を受けていただきます。神奈川県医療対策協議会での協議を経て、内定した医療機関を県で就業先に指定します。

*神奈川県医療対策協議会：神奈川県における医師確保対策に関する事項等について協議を行うために設置したもので、(公社)神奈川県医師会等の医療関係団体や医師の養成を行う県内4大学、県内医療機関、住民代表者などにより構成されています。

Q 7 特定臨床研修又は特定医師業務期間中に出産し、出産後しばらく子育てに専念する場合は、返還免除の要件にどのような影響がありますか？

A 7 育児休業期間をはじめ、災害、負傷、疾病などやむを得ない事由があると認められる期間については、特定期間にその休業期間を加算し、その合計した期間内に特定医師業務（指定医療機関において指定診療科を担当する医師の業務）期間を満了すれば、返還免除を受けることができます。（産休期間は有給休暇と同じよう取り扱いします。）

Q 8 特定医師業務期間中の身分等はどうなるのですか？

A 8 特定医師業務期間中は、県内の医療機関で勤務することになります。その間の身分については、勤務する県内医療機関の職員としての身分となります。

Q9 修学資金等の返還は、分割で返還できないのですか？

A9 修学資金等の返還は、1月以内に一括での返還が原則です。ただし、これにより難いと県が認めるとき（要申請・証明書類）は、分割の方法で返還することができます。さらに、被災や心身の故障など特別の事情により修学資金等の返還が困難であると認められるときは、返還を猶予することもあります。

Q10 修学資金の返還をすると県外の医療機関での従事は自由にできますか。

A10 国通知（平成30年7月）により、原則、修学資金の返還後の条件は個別案件ごとに国との協議事項となります。なお、国の医道審議会臨床研修部会において、「地域枠の契約は民法に基づく金銭貸借契約であるが、地域枠で入学した事実は抹消されない。」との見解があり、修学資金を返還しても県内の従事義務は残る観点から県は修学資金返還者に対し、引き続き県内従事への誓約を求めることとしています。